

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業

消費税率引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分は社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化）に要する経費に充てなければなりません。令和3年度決算においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)
 ・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 74,375 千円

(歳出)
 ・社会保障4経費に要する経費 532,062 千円

【社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

4 経費	款項目	事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
				特定財源	一般財源	
年金	3.1.2	国民年金事業	2,001	1,762	239	74,375
医療	3.1.9	国民健康保険事業	58,950	29,559	29,391	
	3.1.9	後期高齢者医療保険事業	186,193	33,495	152,698	
	3.1.4	乳幼児医療事業	10,036	7,312	2,724	
	3.1.6	重度心身障害児（者）医療事業	18,899	9,598	9,301	
	3.1.5	ひとり親家庭医療事業	2,578	1,288	1,290	
介護	3.1.7	介護保険事業	185,135	13,634	171,501	
少子化	3.2.1	保育所運営事業	201,935	40,678	161,257	
	3.2.2					
	3.2.4	学童保育事業	4,590	3,952	638	
	4.1.1	健診事業	3,010	37	2,973	
	4.1.1	不妊治療費等助成事業	50	0	50	
合計			673,377	141,315	532,062	